

勅奉  
修身  
鑑

内藤恥叟謹述

卷之四

K120.1  
20  
4

K120.1

20

4

內藤取叟謹述

奉  
勅  
修身  
鑑

卷之四

版權所有

集英堂藏板

勅諭

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ  
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億  
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國  
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民  
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉  
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ  
智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ  
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義  
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ  
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ  
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン  
實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民  
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ  
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ  
咸其徳ヲ一ニセシコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名

御璽

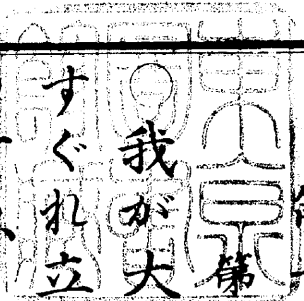
長英敬書

勅奉 修身鑑卷之四

第一章 國體

内藤恥叟

謹述



我が大御國は、日の本とて、東の海より  
すぐれ立ち、常世に榮ゆる國よりして、そ  
の古は、豊葦原の瑞穂の國とぞ聞えける。  
○始めて此の國を知ろしめされしは、  
天祖天照大神の御孫なる、瓊々杵尊より

奉修身鑑 卷之四 美友堂藏

渡らせたまへるなり。  
 ○天照大神この國を以て、瓊々杵尊に  
 傳へさせたまひし時、宣たまひけるは、  
 豊葦原の瑞穂の國は、我が子孫の王たる  
 べき國なり。汝就きて知らすべし。寶祚  
 のさかえんこと、天地と共にとこしへな  
 るべしとなり。

第二節

○瓊々杵尊此の國を知らしめし給ひたれ



神武天皇大和國權  
 原宮は御即位ありて  
 大に萬民を撫でさせ  
 たまふ其の四年、詔  
 してのこまろく今諸  
 虜平らぎて海内無  
 事なり以て天神を  
 祭り大孝を申ぶ  
 べしとて乃ち時を  
 鳥見山よつくり  
 皇祖天神をまつ  
 せたまふ

奉參身鏡 卷之四 十六卷之二 扉片 五

ども、時あらく世昧くして、未だ遽かよ  
開き難かりしなり。

○されば、西のほとりにおはし、まして、  
徳を積み恵みを垂れ給ひて、子孫の榮え  
と、國民の賑ひを待たれ給ひけり。

○その三世の御孫よ、神大倭磐余彦尊  
と申す御方あり。始めて四海を平げ、斯  
の民をして、浴く王政に浴せしめ、以て  
この大御國を建てさせ給ひたり。これ即

ち 神武天皇にましますなり。

第三節

○神武天皇ハ、我が 天皇の初代よ渡  
らせ給へば、此の君、御即位の年を以て、  
我が國の紀元とは定められたり。

○これよりして、寶祚ハ、天地と同トく、  
うごきなく、皇威ハ、日月と共に輝き渡  
りて、かそりあきは、世界廣しといへど  
も、實よ我が國一つあるのみ。

○かゝる尊き國なるも、誠は代々の大君  
と、我等が祖先の人々の、偏に 天祖  
の大詔を謹み守り奉りしよるなり。

第四節

○御國に功勞ありし我等が祖先をば、朝  
廷よりいつき祭りて神としあがめ、永く  
その徳を後の世に輝かし給へり。此の大  
御心を思ひ奉れば、争でかいさをし立て  
ずして叶まんや。

○いさをし立てんよ、忠孝にしくもの  
なし、國に忠臣あれば、其の國愈榮え、  
家も孝子あれば、其の家益賑ふ。孝を盡  
せば忠となり、忠を盡せば孝となる。そ  
の大本は一つなり。

○御國に生れし人々は、天祖以來御代  
御代の 皇恩を日さまへて、皇室に忠を  
盡くし奉り、又わが先祖父母の恩をもか  
もひて、家運の長久をねがふべし。

○斯く忠孝を全くせんまは、平日は、家業を勵みて、一家を安くし、其れより進みて、一郡一國の利益をはりり、一旦事ある時は、身を棄て、國に報い、萬世無窮の皇運を扶翼し奉るべきなり。

第二章 孝悌

第一節

○父母世にいます時ハ、これを愛し、これを敬し、其の心を安んじ悦むせ奉るべし。



右近馬場の賭弓の日御隨身公助  
 助をこれを取りけるを父武則腹  
 なまて弓にて打ちけり公助打た  
 れながらに逃げさうしを人怪み  
 て故を問へば公助答へて吾が  
 父年老いて性急なり逃げなは追  
 ひかけて轉びやせん故に逃げず  
 て打たれまといひたりとぞ



○既よみまかりたまふ時ハ、禮を以てこれを葬り、朝夕其の靈位よ拜禮して、忌辰よハ、厚く祭りを行ふべし。

第二節

○兄弟姉妹ありとても、親愛せむハ、何ふらせん。

○世よハ、たましくもてる兄弟姉妹よも、財の爲めに疎遠となる、淺まき例も無きふあらず。

○財を愛して、同胞を棄つるハ、人の道よ背きたる、行ひなることを知るべし。

第四章 和順

第一節

○男子ハ、男子の勤むべき業あり。女子ハ、女子の勤むべき業あり。  
○夫婦の心得ハ、夫ハ、外を勤めて一家を安くし、婦ハ、夫に事へて、よく家内の事を治め、常よ衣食を整へ、夫をして、



公利公益の業に身を委ねしむるにあり。

第二節

- 夫の婦に對するハ、和愛を以て、其の本とせよ。
- 婦の夫よつかふるハ、貞順を以て、其の本とせよ。
- 婦は、舅姑を實の父母として、孝養を盡くまべし。

第五章 信實

第一節

○心は誠なきものは、忠も真の忠ならず。孝も真の孝ならず。其の他の百行、皆眞實のものにあらず。

○忠はあらずして、忠と見せ、孝にあらずして、孝と見せるを偽善ぎぜんといふ。

○偽善は、いやむべし。まと恐るべし。

第二節

○世の公利公益を起すは、獨ひとりの力を以て、

武内宿禰大臣筑紫に  
おけける時ある人  
の讒言よりて殺さ  
れたまはんとす壹岐  
直真根子大臣の忠誠  
ををみ其の容貌の  
肖たるをもて自ら代  
りて死し大臣を助け  
まゐらせしり



本朝別

濟たすむことを得ざるもの多し。其の事業  
大なきば、大なるに隨したがひて、人の力を要もと  
むること、まこと大なるべし。

○衆人の力を集むるは、唯信義の一つ  
あり。信義の心厚ければ、人服す。人々  
服して、其の力を盡くす時は、事として  
成らざることあり。

第六章 禮敬

第一節

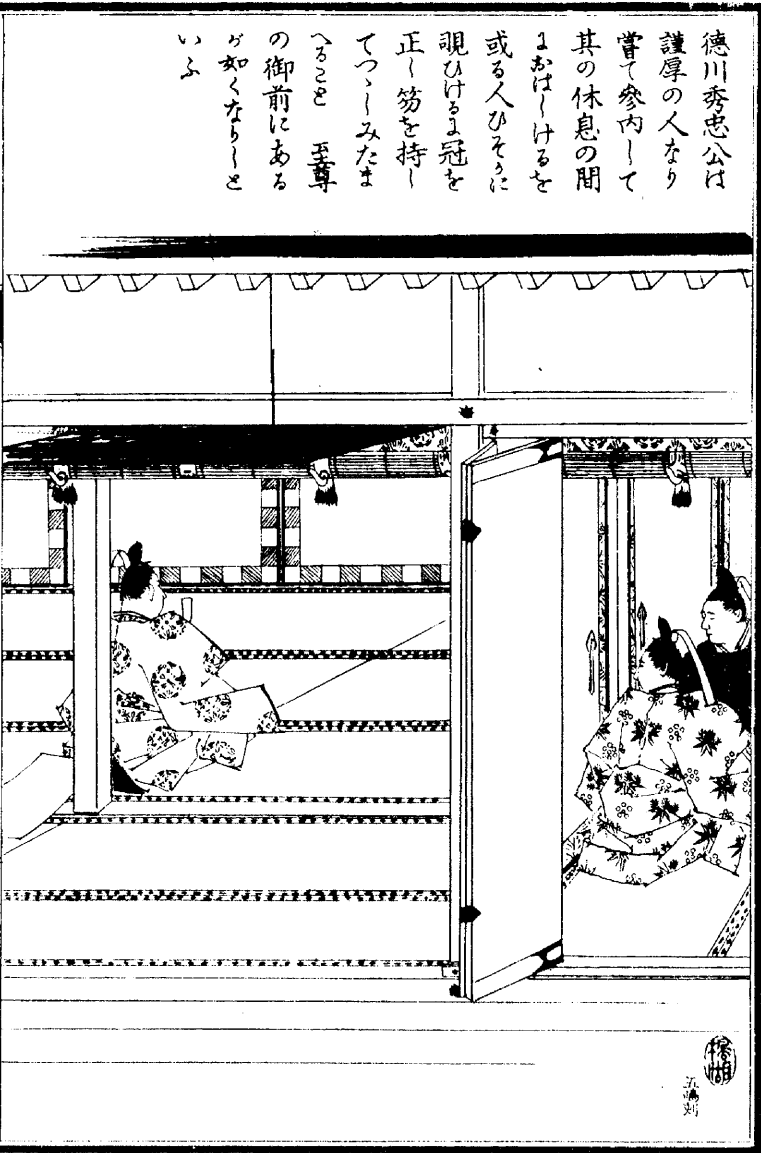
徳川秀忠公は  
護厚の人なり  
嘗て参内して  
其の休息の間  
よおはしけるを  
或る人ひそかに  
覗ひけるよ冠を  
正し笏を持し  
てつゝみたま  
へることを 至尊  
の御前にある  
が如くなりといふ

奉参身盤

卷之四

九

集賢堂藏



○人の威儀を正しくまべし。

○威儀みどりなれば、心も志とがひて不敬となるべし。

○坐する時、立つ時、行く時、臥する時、皆禮ありてたこたるべからず。みどりにまべからず。

第二節

○禮の本は、敬あり。

○敬とは、心をわきまゝにせず、過ち

あらんことをおそれて、不作法をつゝむことあり。

○かく心を用ふる人の、常に行儀を正しくして、かり初まも、人を阿あどらず。

おのれ人をあなどらざれば、人まといれまづかゝめを加ふることなし。

○故に、禮敬は、世に立ちて、身を守るの要なり。

第七章 恭儉

第一節

○人其の心を恭しくし、其の身を儉つまやかますれば、よろづの悪事を免れ、いたぐひて、さいまひ至るべし。

○若しこれより反して、おごりほこいまゝなれば、人に憎まれ、世より疎んぜられ、つひには産を敗り身を亡ぶすよ至るべし。

○故に、古人は、恭儉を以て、身を守るの要とせり。



黒田如水日根野某に銀百枚をかりたり程へて日根野その金を返さんとて持ち行きけるに如水折ふらひ合せたる鯛の骨を煮てもてすけり日根野心に不満足に思ひしが彼の金を出さず及びて如水辭して受けざりしとぞ

第二節

○ 儉と吝りんとの區別くべつを知るべし。  
 ○ 儉は、身の程を守りて、財をたくまへ、一家の幸福かうふくを保つものあり。  
 ○ 吝は、財をむさぼりて、飽くことを知らず。義理ぎり人情じんじやうをも顧みざるものあり。  
 ○ 儉なる人の財を蓄ふるは、徳を蓄ふるなり。吝なる者の財を積むは、禍を積むあり。

第八章 仁慈

第一節

○ 人間の楽しみ、みづから善をなす、人をすくひて、其の悦びを見るにこえたるものなし。  
 ○ 善をなして、もつとも心よ樂きは、陰徳いんとくを施すことなり。  
 ○ 陰徳とは、善を行ひて、人に知られん事を求めざるをいふ。



板倉重宗朝臣播州明石の城中に在る  
 人麻呂の祠を海濱に移さしめこれより  
 高燈籠を寄附して終夜火を照せし  
 ゆらもこれより此の海を通行せる船舶此  
 の火の爲めに難を免るもの多しといふ

第二節

○内にありては、一家親族と睦まじく、  
 外より出でては、朋友知人と相親まんことを  
 思ふべし、怒といふことを忘るべからず。  
 ○怒といふ、おもひやりといふことなり。  
 吾が身をつめりて、人の痛さを知れとい  
 ふ諺は、此の怒の意をいひたるあり。  
 ○己れの欲せざる所をば、人ふも施すこ  
 となりれといへるも、亦此の意なり。



第九章 勤勉

第一節

○ 古人ハ、學を修め業を習ふに、寸陰を惜めり。

○ 千々のこがねハ、一たび失ふとも、再び得る時あり。一寸の光陰ハ、一たび失へバ、再び得ること叶ふべからず。

○ 我ガ學問を成就せんハ、日夜怠らず刻苦するも、やゝもすれば障りにあひて、

進みグたき憂へあり。

○ 徒らニ光陰を送らバ、たとひ才あるも、遂に成就の期あるべからず。

第二節

○ 玉みが、ずバ、器をなさド。人學むずハ、道をしらド。

○ 人ハ、學ぶに、しとグひて、賢くなり、玉ハ、みグくま、したかひて、光りを増す。

○ 怠惰ハ、衆惡の病根よりして、精勤ハ、



塙保巳一は盲目を  
れども學問を好み  
常に人に書を讀せ  
て悉くこれをそん  
トけりある夜講釋  
の席にて風の爲めに  
燈火の消えければ  
門人等先生暫く  
ねん待ち下されよ  
といひけるに保巳一  
笑ひてまぎく目あ  
まの不自由のものよ  
と笑ひとまん

衆善の良藥と知れ。

○幼年にして怠れば、時を失ふ。壯年よ  
して懈あつたをば、譽れを得ず。

第十章 義勇

第一節

○義勇の本は、忠孝にあり。  
○忠孝の心、源となりて、溢あふれ出でたる  
ものならば、勇武は、ますく勇武よ  
て、いかふる強敵きやうてきよも、屈する事なく、

剛強は、ますく剛強よりて、いりなる  
艱難も、撓むことなかるべし。

第二節

○御國の民たらんものは、常に勇武の氣  
象を勵まして、精神活潑なるべし。  
○忠義を本として、志節を高くすべし。  
○怯弱の態なく、剛毅の心を養ふべし。  
○斯くして、國の威光をかゞやさんこ  
と、實に此の國よ生れし人の務めなり。



濱田彌兵衛は長崎の人  
なり其の頃臺灣に住める  
紅毛人我々商船をかまめ  
たを怒り弟小左衛門  
子新藏を殺して彼  
の嶋にわらう其の甲必  
丹をどろく我々船を  
取り戻し日本の勇威を  
大に海外よあらはせり

奉人

監

十六

集辨堂藏版

## 第十一章 國民の務め

### 第一節

○外國のあなどりを禦ぎて、國內の安全を護り、御國の武威を輝さんよ、陸海の軍備をかるべうらず。

○こゝをもて、我ら國の男子、十七となれば、兵籍よ其の名をかゝげ、二十にいたれば、兵營に入りて、武事を習ふの國法あり。これを兵役の務めといふ。

○國家を守護し、國威を張るの兵員たることを得べきもの、其の心忠實にして、身體の強壯なると、犯罪の事なきものに限るなり。故ふ、此の選に當るもの、實よ我ら國男子の榮譽なり。

○男子たるものは、常に義勇の心を養ひ、其の身を強健よして、此の名譽ある務めに服せんことをねがふべし。

### 第二節

弘安四年蒙古の賊大舉して九州を侵す北條時宗朝臣鎮西の將士を以てこれを防がむ河野通有等よく戦ひて屢賊軍を破りしがたまくと大風船を覆へると十萬の賊兵悉く筑紫の海底に沈めり



○陸海の軍備を嚴ふし、多くの兵員を備へ、他國と對峙し、國內の安全を護らん

まい、巨額の費用をなうるべからず。

○此れ等の費用を辨ぜんが爲め、國民よりして、國庫に納るゝ金を國税といふ

○國に租税をければ、政府立とす。政府立たざれば、國內一日も安全なること能はずして、其の獨立を保つこと叶ふべからん。

○故、納税は、國民の大なる務めの一  
つなることを辨へて、これを怠ることあ  
るべからず。

勅奉 修身鑑卷之四 終

明治二十五年二月八日印刷  
明治二十五年二月十日出版  
版權所

分價金八錢

著者

東京府平民

内藤 恥 叟

東京府平民  
東京市小石川區金富町五十二番地

發行兼  
印刷者

小林 八郎

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

發賣所

集英堂本店

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

賣捌所

各府縣下書肆



